

政策目標別後期基本計画

2 めくもり・雄武

～保健・医療・福祉の充実～

保健・医療の充実

高齢者支援の充実

子育て・子育て支援の充実

障がい者支援の充実

地域福祉の推進

社会保障制度の充実

保健・医療の充実

取り巻く環境の変化

町民一人ひとりが自ら主体的に疾病予防・健康づくりに取り組むことが重要という認識のもと、町ではそれをサポートする各種事業に取り組んでいます。

特に、運動不足や食生活の変化などにより生活習慣病が増加し、とりわけ、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防対策が急務となっています。町民一人ひとりが健康診査を確実に受診し、疾病の早期発見につなげるとともに、健診結果に基づく保健指導を実践していくことが重要です。

高齢者については、こうした疾病予防とともに、心身の機能の維持・向上を図る介護予防の取り組みを進めていくことも重要です。

母と子の健全な発達・発育のために、出産・育児期の親子の疾病予防・健康増進の取り組みを進めるとともに、相談事業などにより育児不安の解

消を図っていくことも重要です。

心の病気やストレス、悩みなど、多様な問題の改善・解決に努めていくことが必要です。

地域医療については、町民の医療ニーズへの期待が一層高まっている中、町の公的医療機関である国民健康保険病院の医療体制確保とその充実が進められてきており、さらに地域包括ケアを推進する国保直診病院としての役割もより重要となってきました。また、これまで西紋別地域住民の2次医療と2次救急を担ってきた道立紋別病院は、平成23年4月から西紋別地区5市町村が共同設置した企業団により運営が移管され、圏域内の地域に密着した広域紋別病院として、質の高い医療サービスを提供していくことが求められています。



めざす雄武の姿

安心して医療を受けられる体制が確保されるとともに、健康で、元気に暮らす町民が増えています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
40～74 歳の内臓脂肪症候群の該当者・予備群の減少率	—	8%減	平成 20 年度比で 10%減
特定健康診査の受診率	—	32.9%	60%
健康づくり事業の参加人数	993 人	1,693 人	2,000 人
乳幼児健診の受診率平均	98.1%	98.9%	99%
育児不安を感じる親の割合	48.3% (16 年度)	12.5% (21 年度)	10%
公的医療機関の設置数	1 か所	1 か所	現状維持



基本施策の体系

【基本施策】

保健・医療の充実

【単位施策】

1 主体的な健康づくりの促進

2 成人保健の充実

3 母子保健・女性の健康支援の充実

4 メンタルヘルス対策の推進

5 地域医療体制維持の推進

単位施策の内容

1 主体的な健康づくりの促進

多くの町民が健康づくり活動に主体的に取り組めるよう、保健分野を軸に生涯学習・生涯スポーツ分野が連携して、様々な健康づくり事業を推進します。

2 成人保健の充実

健康診査やがん検診などにより、疾病の早期発見に努めるとともに、生活習慣病予備群の方などに対して適切な保健指導を実施し、重度化を防止します。



↑ 健康診査の様子

3 母子保健・女性の健康支援の充実

妊娠・出産期や思春期・更年期等の健康の増進と、乳幼児の疾病や障がいの早期発見、さらには育児不安の軽減を図るため、母子保健や女性の健康支援の取り組みを充実します。

4 メンタルヘルス対策の推進

町民の悩みや不安の改善・解消や、精神障がい者の社会参加の拡大を図るため、各種メンタルヘルス対策を推進します。

5 地域医療体制維持の推進

本町の地域状況や医療制度改正等に適切な対応を図っていくため、配置基準等に応じた医師及び医療技術者の充足数の確保とともに、その他必要とされる医療体制確保に向け、適切な人的配置や計画的な物的整備を推進します。また、2次医療を担う広域紋別病院をはじめ、近隣病院や診療所との医療連携を進めるとともに、国保直診病院として地域包括ケアの推進を図ります。

高齢者支援の充実

取り巻く環境の変化

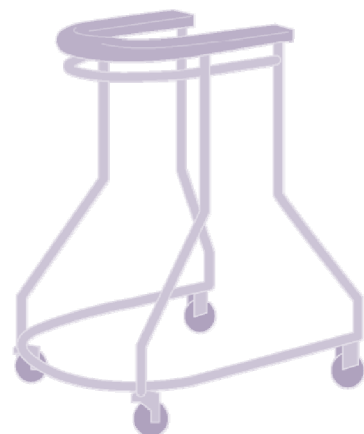
平成12年度に高齢者介護を社会全体で支えるしくみとして介護保険制度が導入され、特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）をはじめ通所介護、訪問介護、短期入所などが介護保険サービスに組み込まれ、以来、この介護保険サービスと介護保険外の保健福祉サービス、そして生涯学習などの社会参加施策が、高齢者支援の柱となっています。

平成18年度に介護保険制度が改正され、要介護状態になることや重度化を予防するための事業が導入された後、「地域包括支援センター」を拠点に、高齢者一人ひとりへの総合的な支援を行うしくみづくりを進めてきました。

平成24年3月、雄武町国保病院の26床を介護老人保健施設に転換しました。リハビリテーションを行い在宅復帰をめざすこの施設が町内に設置されたことで、従来からある訪問看護や訪問

診療などと連携しながら、要介護・要医療状態になっても、在宅で暮らし続けられるまちづくりを強化していくことが期待されます。

介護保険制度以外の福祉サービスとして、入浴優待券の交付など各種のサービスを実施するとともに、老人クラブの育成などを進めています。高齢化の一層の進展に対応し、高齢者がいきいきと地域で生活できるよう、支援を強化していくことが必要です。



めざす雄武の姿

高齢者が誇りと生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成18年度	平成23年度	平成29年度
要介護認定率	16%	15.7%	16%
訪問介護の年間利用延回数	2,594回	1,715回	2,000回
デイサービスセンターの月平均利用人数	354人	394人	410人
介護保険施設入所者数	62人	97人	100人
地域支援事業利用者数	5人	32人 (20～23年度延べ)	35人 (25～29年度延べ)
高齢者が生きがいを持って生活している割合	未調査	74.1%	80%



基本施策の体系

【基本施策】

高齢者支援の充実

【単位施策】

1 地域包括ケアの推進

2 生活支援の充実

3 社会参加の促進

単位施策の内容

1 地域包括ケアの推進

町（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、保健福祉課）、介護サービス事業所、医療機関、地域等が連携しながら、高齢者一人ひとりの生活課題を的確に把握し、サービス担当者会議や地域ケア会議等を通じて情報共有を図りながら、生活の質の維持・向上に努めるとともに、介護サービスについては、重度要介護状態になっても地域で安心して暮らしていけるよう、状態の改善、重度化予防を目指す予防サービスの充実を図ります。

2 生活支援の充実

生活機能低下の予防を図るため、地域支援事業での介護予防事業を推進するとともに、各種の在宅福祉事業等の活用や、ボランティアの協力を得ながら、高齢者の見守りや日常生活支援を進めます。



↑ 救急医療情報キット

3 社会参加の促進

高齢者自らが生きがいを創り出すとともに、地域づくりへの参画を促進することを目的に、老人クラブの活性化など、生きがい活動を促進します。



↑ ゲートボールを楽しむ高齢者



↑ 保育所園児と長寿クラブとの交流

子育て・子育ての充実

取り巻く環境の変化

わが町では、平成 22 年 4 月に認定こども園「雄武町若草保育所」を開設しました。町内各保育所の老朽化を受け、これまで雄武町になかった幼稚園機能も付加して、町の就学前保育・教育機能の一元化を図ったもので、新設された開放感ある明るい施設で、0～6 歳の約 120 人の子どもたちが、毎日、元気に通っています。若草保育所には、子育てに関する相談や情報提供・交流の場として子育て支援センターも併設され、毎日 10 組程度の未就園の親子が訪れています。

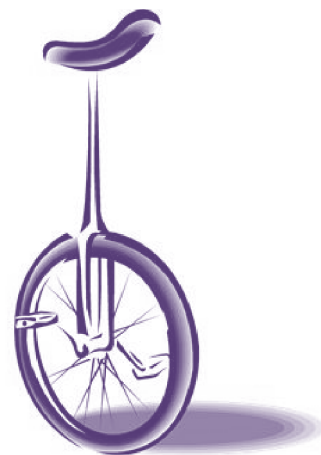
また、「風の子児童センター」では、小学生を中心に、年間延べ 2 万人以上の子どもたちが集まり、放課後の学習や、読書、一輪車、サッカーなど、様々な活動を行っています。

子どもたちが健やかに育つ「子育て」のためには、子どもたち一人ひとりが、安全、安心な環境のもと、いきいきと活動できる地域づくりが重要です。また、「子育て」の喜びを感じ、子どもと

親が共に成長していくためには、ゆとりを持って子育てができる地域づくりが重要です。

こうした子育て・子育てを応援するために、若草保育所や風の子児童センターの運営、子ども医療費助成など、各種子育て支援事業を充実していくことが求められます。

ひとり親家庭への福祉については、町では各種手当、助成を実施するとともに、民生児童委員と連携しながら、相談などに努めています。ひとり親家庭の多くは、就業の問題や子どもの養育、進学など様々な問題を抱えている状況にあり、自立支援の一層の強化が必要です。



めざす雄武の姿

子育てが地域全体で支えられ、子どもたちが心身ともに健やかに成長し、安心して子どもを産み、育てています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
保育所利用率	46.7%	62.9%	65%
保育所の保育内容の満足度	80%	未調査	90%
児童センター利用者数（1 日当たり）	80.7 人	70.2 人	85 人
子育て支援センターの利用件数	2,115 件	1,901 件 (20～23 年度平均)	2,000 件
「子育て支援」全体の満足度	16%	22%	30%



基本施策の体系

【基本施策】

子育て・子育ての充実

【単位施策】

1 「子育て」支援の強化

2 「子育て」支援の強化

3 少子化問題への対応

4 ひとり親家庭支援の充実

単位施策の内容

1 「子育て」支援の強化

保育所（こども園）や児童センターにおいて、自然体験や多世代交流などを積極的に採り入れた保育・教育を推進するとともに、身近で安全な遊び場の確保や、児童虐待の防止対策の推進、さらにはまちぐるみでの見守りなどの安全な生活環境づくりなどに努め、「子育て」支援を地域と一体となって進めます。



↑ 認定こども園「若草保育所」

2 「子育て」支援の強化

保育サービスは、低年齢児保育や一時保育など多様な保育ニーズに対応していくとともに、子育て不安の軽減を図るため、子育て情報の提供や相談、交流の機会拡大を進めます。また、子ども・子育て支援法を受け、保育必要量の認定など、新たな制度改正への対応を進めます。

3 少子化問題への対応

子ども時代から「結婚や子どもを持つこと」の大切さ、喜びなどを積極的に啓発するとともに、国・道などと連携しながら、出産や子育てなどに関する経済的支援を推進します。



4 ひとり親家庭支援の充実

経済的、精神的不安を軽減するため、民生児童委員や社会福祉協議会などと連携しながら、相談体制を充実するとともに、各種経済的支援制度の周知と活用を促進し、ひとり親家庭の経済的安定と自立につなげます。

障がい者支援の充実

取り巻く環境の変化

障がい者は、年齢や、障がいの重さ・部位、生活状況などが様々であり、一人ひとりが日々の生活の場面で多種多様な支援ニーズを持っています。

平成 18 年度からの障害者自立支援法により、わが町でも福祉サービスの利用が大幅に伸び、障がい者への支援強化が図られたと言えます。反面、町内に通所施設等がないため、広域での対応となっているものも多い状況です。

障害者自立支援法は、平成 24 年度の制度改正により、介護保険制度にならったケアマネジメント（相談支援）のしくみが導入されるとともに、今後は、難病患者への対象拡大などを柱とする障害者総合支援法に移行することとなっており、その対応が求められます。

また、障がい児や発達に不安を持つ子に対し、各成長過程で最も適切な支援をコーディネートできるよう、保健・医療・福祉・教育の各部門が連携したサポートのしくみを一層強化していくことが求められます。

障がい者が地域で安心して暮らし、様々な活動に参加できるよう、障害者自立支援法による福祉サービスを中心に、保健・医療・福祉、就業、教育、生活環境など、まちづくりのあらゆる面で支援していくことが重要です。



めざす雄武の姿

障がいがあっても住み慣れた地域で自立して生活し、多くの人に支えられながら、様々な活動にいきいきと参加しています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値			目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度		平成 29 年度
相談支援（ケアマネジメント）の利用者数	—	—	▲	2 人
町地域活動支援センター（仮称）の設置	未設置	未設置	▲	設置
障がい者支援の満足度	15%	17%	▲	25%



基本施策の体系

【基本施策】

障がい者支援の充実

【単位施策】

1 生活支援の推進

2 ニーズに対応した教育・保育の推進

3 社会参加の促進

単位施策の内容

1 生活支援の推進

障がい者が、障がいの状況やライフステージ、家庭や住まいの状況などに応じて、安心していきいきと生活ができるよう、一人ひとりへのきめ細かなケアマネジメントのもと、障害福祉サービスや各種経済的支援などを進めます。



2 ニーズに対応した教育・保育の推進

障がい児・親の希望や障がいの実態に応じた教育・保育を受けられるよう、保育所や小中学校のバリアフリー化や、特別支援教育や発達障がい児（者）支援の充実、進路相談体制の充実などを進めます。

3 社会参加の促進

ハローワークや養護学校、事業所等と連携しながら、障がい者の一般就労・福祉的就労の確保に努めます。また、障がい者が多様な活動に参加し、充実した生活ができるよう、町地域活動支援センター（仮称）の設置を進めるとともに、情報提供の充実や、ボランティアによる活動支援体制の確保、移動手段の確保を進めます。

地域福祉の推進

取り巻く環境の変化

少子高齢化の進行、世帯人員の減少、地縁での人間関係の希薄化などにより、高齢者や障がい者、子どもなどを家族や地域社会で支える力が弱まっています。しかし、行政や民間事業者によるサービスとしての福祉には限界があり、それを補うものとして、ボランティアなど自主的な地域福祉活動の推進が重要です。

わが町では、地域福祉の組織的な担い手である社会福祉協議会をはじめ、自治会、民生児童委員、

ボランティア団体、小中学校、高校、保育所、地域住民等が連携してこうした地域福祉活動に取り組んでいます。

東日本大震災により、改めて、地域の絆の大切さが再認識されたところであり、今後もこうした活動の一層の活性化を図り、いざというときに助けあえる、誰もが安心して暮らせるまちを築いていく必要があります。



めざす雄武の姿

誰もが住み慣れた地域社会の中で自立し、安心して暮らしています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成 18 年度	平成 23 年度	平成 29 年度
社会福祉協議会ボランティア登録者数	47 人	40 人	80 人
福祉施設等での福祉体験の年間延人数	93 人	29 人	60 人



基本施策の体系

【基本施策】

地域福祉の推進

【単位施策】

1 福祉意識の醸成

2 ボランティアの育成とネットワーク化の促進

3 地域の「たまり場」づくりの促進

4 人にやさしいまちづくりの推進

単位施策の内容

1 福祉意識の醸成

保育・幼児教育、学校教育、社会教育の中で一貫した福祉教育を推進するとともに、広報活動、イベントなどあらゆる機会を通じて、福祉意識を醸成します。



↑ 児童と高齢者との異世代交流

3 地域の「たまり場」づくりの促進

地域住民が日頃から気軽に集まり、高齢者や子どもたち、障がい者などの交流が繰り広げられる「たまり場」づくり活動を積極的に支援していきます。



↑ 沢木住民センター「つどーれ」

2 ボランティアの育成とネットワーク化の促進

ボランティアの体験教室や研修会、交流会の充実により、ボランティアの掘り起こしや資質向上を進めます。また、ボランティア情報の提供や、ボランティア同士の横のつながりをコーディネートし、ボランティアネットワークを強化します。

4 人にやさしいまちづくりの推進

公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、公益施設や住宅・事業所への波及をうながしていきます。

社会保障制度の充実

取り巻く環境の変化

市町村は、昭和36年以来、50年以上にわたり、自営業、無職等の方のための国民健康保険の運営を行っています。長年、小規模な市町村では保険財政が不安定になりやすい、保険料水準の地域間格差が存在するといった課題が指摘されており、平成20年から、75歳以上の部分（各医療保険者からの拠出金等を財源とし、市町村で運営する老人保健制度）が都道府県単位の後期高齢者広域連合による「後期高齢者医療制度」に移行し、平成30年からは、改正国保法により、国保全体の財政運営も都道府県単位に移行される動きもあります。この円滑な移行にむけ、国・道から市町村国保への支援も強化されつつあり、雄武町国保においても、生活習慣病予防などにより医療費の抑制を図りながら、制度の一層の安定化に努めることが求められます。

国民年金は、全国民共通の基礎年金の導入など、老後の生活の支えとして大きな役割を果たしており、平成14年に収納など主要な事務が市町村から国に移管され、社会保険庁改革により、平成22年からは日本年金機構が事務を行っています。町で

は、国民年金の老齢基礎年金受給手続きや、保険料免除の相談や申請の受理、日本年金機構での手続きにつなぐ進達事務などを行っています。今後も、日本年金機構と連携しながら、町民の年金受給権を確保していくことが重要です。

平成12年度からスタートした介護保険制度は、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして導入され、介護の基盤づくりに大きな役割を果たしてきました。介護予防の充実などを図りながら、給付費の増加を抑制し、制度の安定化に取り組んでいくことが必要です。

生活保護制度は、低所得者への社会保障として、欠かせないものです。この事務は道（北海道）で行われていますが、町では民生児童委員と協力しながら、保護申請書の提出を受け、福祉事務所に進達しています。また、保護適用者以外の低所得者への相談や支援も行っています。低所得者世帯は、不況などの影響を受けやすく、また社会的に弱い立場にあることが多く、実態と要望を的確に把握し、適切な指導・援助を行っていく必要があります。

めざす雄武の姿

少子・高齢化時代を社会全体で支える社会保障制度の安定した運営が図られています。

基本施策指標

指 標 名	実 績 値		目 標 値
	平成18年度	平成23年度	平成29年度
国保被保険者1人あたり医療費	396,180 円	280,845 円 (21年度276,846 円)	現状維持
一月100万円以上の国保高額受診者数	13 人	44 人 (20～23年度平均)	30 人
介護給付費総額	302,881 千円	328,491 千円	450,000 千円
生活保護率	12.5 パーミル※	12.6 パーミル※	12.5 パーミル※
民生児童委員による相談件数	709 件	838 件	838 件

※パーミル（‰）：1000分の1



基本施策の体系

【基本施策】

社会保障制度の充実

【単位施策】

- 1 国民健康保険・後期高齢者医療保険運営の安定化
- 2 年金相談対応等の充実
- 3 介護保険運営の安定化
- 4 低所得者の自立の支援

単位施策の内容

1 国民健康保険・後期高齢者医療保険運営の安定化

制度の周知・啓発や、適切な納付相談、受診の適正化、特定健康診査・特定保健指導などの展開により、国民健康保険・後期高齢者医療保険運営の安定化に取り組みます。また、国保財政運営の都道府県単位化や平成26年度に予定されている社会保障カードの導入など、制度改革への適切な対応を図ります。

2 年金相談対応等の充実

年金制度の意義や役割、各種の保険料免除制度について、広報・相談を充実するとともに、各種申請の受理・進達などの業務を円滑に推進します。



3 介護保険運営の安定化

予防給付や地域支援事業の充実により介護給付費の増加を抑制し、介護保険を健全に運営します。



↑ 介護老人保健施設（国保病院内）

4 低所得者の自立の支援

民生児童委員や社会福祉協議会、福祉事務所などとの連携のもと、低所得者への相談・支援を進めます。